

児童扶養手当 特別児童扶養手当

障害児福祉手当 特別障害者手当

心身障害児福祉手当の現況届の提出を



市では、児童扶養手当、特

別児童扶養手当、障害児福祉

手当、特別障害者手当、心身

障害児福祉手当を受けている

方を対象に、下記の日程表の

通り、現況届を受け付けます。

必要なものを持って各会場へ

お出かけください。

●手続きに必要なもの

▽児童扶養手当、特別児童

扶養手当を受けている方〓手

当証書、指定添付書類、印鑑

(届出印)

※現況届の用紙は会場で用意

しています。

▽障害児福祉手当、特別障

害者手当、心身障害児福祉手

当などを受けている方〓現況

(所得状況)届、指定添付書

類、印鑑(届出印)

手当とは…

育している母親など(公的年

金を受けられない方)に支給

される手当です。

●特別児童扶養手当：身体や

精神に中度以上の障害のあ

る児童(二十歳未満)を養育

している父母などに支給され

る手当です。

●障害児福祉手当：身体や精

神に重度の障害があるため、

日常生活で常時介護を必要と

する二十歳未満の方に支給さ

れる手当です。

●特別障害者手当：身体や精

神の障害が重複するなど、日

常生活で常時特別な介護を必

要とする、在宅の二十歳以上

の方に支給される手当です。

●心身障害児福祉手当：身体

障害者手帳や療育手帳を所持

する二十歳未満の児童を養育

している保護者に支給される

手当です(保護者が特別児童

扶養手当を受給している場合

や児童が障害児福祉手当を受

給している場合は除く。

※該当される方は申請を必要

としますが、手当は所得額(扶

養義務者も含む)により減額

または支給停止があります。

また、施設などに入所した

り、病院などに入院している

ときは、該当しない場合があ

ります。

詳しくは、いきがい福祉課

給付係・(内線154)へ。

日程表

地区名	受付日時	会 場
土岐津・肥田・泉	8月13日(水) 9:30~12:00/13:00~16:30	文化プラザ (展示室)
下石・妻木・鶴里	8月14日(木) 10:00~12:00/13:00~16:00	ウエルフェア土岐 (大会議室)
駄知・曾木	8月15日(金) 10:00~12:00/13:00~16:00	駄知公民館 (大会議室)

老人保健医療受給者の皆さんへ

☆8月1日より受給者証の更新

更新が必要になる方については、7月25日に新受給者証を発送します。(更新の必要のない方については、引き続き現在の受給者証をご使用ください。)

☆「基準収入額適用申請」について

医療機関にて2割負担している方で、次の認定要件に該当する方は、申請されますと1割負担となります。

◆認定要件 同一世帯で70歳以上の方の収入額が、450万円未満(1人)、637万円未満(2人以上)の場合

◆受付期間 8月1日~15日(土曜・日曜日は除く)
※上記期限内に申請し、認定された方については8月1日にさかのぼって1割負担となります。

◆手続きに必要なもの ▷老人医療受給者証 ▷保険証 ▷印鑑 ▷確定申告書の写し、給与源泉徴収票などで収入額の確認ができる書類

☆「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

平成15年度の市県民税が世帯全員非課税の方が、入院された場合、医療費(自己負担分)や入院時の食料代が減額され場合があります。

◆受付期間 8月5日から

◆手続きに必要なもの ▷老人医療受給者証 ▷保険証 ▷限度額適用・標準負担額減額認定証(現在交付を受けている方のみ)

※入院時に必要となるため、その際に手続きをしてください。

☆ 老人保健からお願い

●医療機関にかかるときには、保険証と老人医療受給者証を必ず見せましょう。

●保険証が変わったとき、住所が変わったときなどは、変更届を必ず提出してください。

詳しくは、いきがい福祉課給付係・(内線154)へ。